

令和9年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針

1 基本方針

定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった場合については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表の知的障害者の項に規定する障害の程度に該当する者のうち鳥取県内に居住しているもの（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）
- (2) 令和9年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者（同令第150条各号のいずれかに該当する者を除く。）

4 入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和8年11月4日（水）から同月6日（金）まで

受付時間は、令和8年11月4日（水）及び同月5日（木）は午前9時30分から午後4時30分までとし、同月6日（金）は午前9時30分から正午までとする。

イ 実施期日

令和8年12月1日（火）及び同月2日（水）。ただし、面接は、同月2日（水）とする。

なお、検査当日、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を令和8年12月8日（火）に実施する。

ウ 諸検査及び面接の内容

- (ア) 入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科（外国語科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。
- (イ) 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、基礎体力、作業能力及び人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる能力及び対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。
- (ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、意欲、文章力等について総合的に評価する。
- (エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、意欲、態度等について総合的に評価する。

エ 選抜方法

合格者は、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文

及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書等を資料とし、総合的に判定する。

オ 合格発表

令和8年12月17日（木）

カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を令和9年1月5日（火）正午までに、中学校等の校長を経由して鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

キ 繰上合格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができるとする。

（2）再募集入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和9年1月7日（木）及び同月8日（金）

受付時間は、令和9年1月7日（木）は午前9時30分から午後4時30分までとし、同月8日（金）は午前9時30分から正午までとする。

イ 実施期日

令和9年1月15日（金）

ウ 諸検査及び面接の内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

令和9年1月21日（木）

カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長が定める日までに、中学校等の校長を経由して鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

5 配慮事項

（1）検査にあたっての配慮

障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

（2）選抜にあたっての留意事項

選抜にあたっては、過年度中学校等卒業者、障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒及び中学校等における長期欠席等の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

（1）鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。なお、感染症の感染拡大や自然災害等により、方針を変更する場合もある。

（2）鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。